

6 「食品安全総合情報システム」の一部運用開始について

食品安全委員会が平成16年度から18年度の間に構築する「食品安全総合情報システム」のうち、食品安全委員会が収集した国内外の食品安全関係情報のデータベース（食品安全関係情報データベース。以下「食品安全DB」という。）を平成17年6月1日から公開いたしました。

食品安全DBに掲載している情報は、世界保健機関(WHO)、国際獣疫事務局(OIE)等の関係国際機関、欧州食品安全機関(EFSA)、米国食品医薬品庁(FDA)等の政府機関による公表情報を食品安全委員会が仮訳・要約したものです。これらの情報については、時期別、地域別等の項目指定による検索、及び情報に含まれる文字による検索が可能です。

食品安全DBには、食品安全委員会ホームページ(<http://www.fsc.go.jp/>)の「食品安全総合情報システム」コーナーからアクセスして下さい。なお、食品安全DBのご利用に際しましては、公開Webシステムのメニュー画面に掲載している下記注意事項をご確認下さい。

また、「食品安全総合情報システム」では、今後、食品安全DBに加え、食品安全委員会が開催した委員会会合、専門調査会、意見交換会等の会議資料を掲載した「会議資料データベース」、食品安全委員会が実施した調査事業の報告書を掲載した「調査事業データベース」、食品安全委員会が作成したファクトシートやQ&Aを掲載した「ファクトシート・Q&Aデータベース」を本年8月を目途に公開することとしております。

記

○食品安全関係情報データベースに関する注意事項

本データベースには、食品安全委員会が収集した食品安全に関する国際機関、国内外の政府機関等の情報を掲載しています。

掲載情報は、国際機関、国内外の政府機関等のホームページ上に公表された情報から収集したのですが、関係する全ての機関の情報を確認しているものではありません。また、情報内容について食品安全委員会が確認若しくは推薦しているものではありません。

掲載情報のタイトル及び概要(記事)は、食品安全委員会が和訳・要約したものであり、その和訳・要約内容について情報公開機関に対する確認は行っておりませんので、その文責は食品安全委員会にあります。

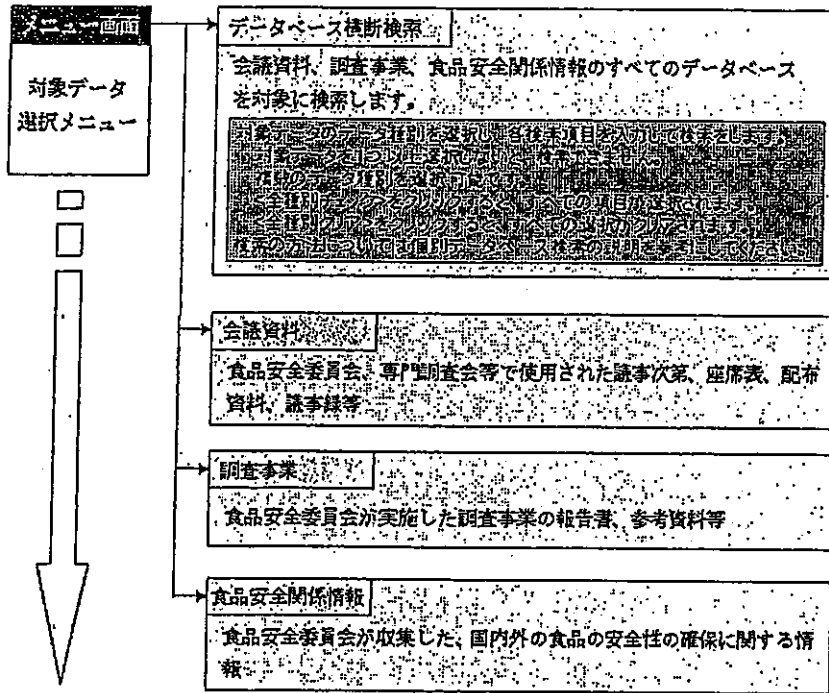
情報公表機関からの公表文書については、個別項目の欄に記載されているURLからご確認下さい。ただし、記載されているURLは情報収集時のものであり、その後変更されている可能性がありますので、ご了承下さい。

トピックス・分野別情報・最新情報・委員会からのお知らせ・リスク評価・意見募集等・意見交換等・用語集・法令等・リンク集

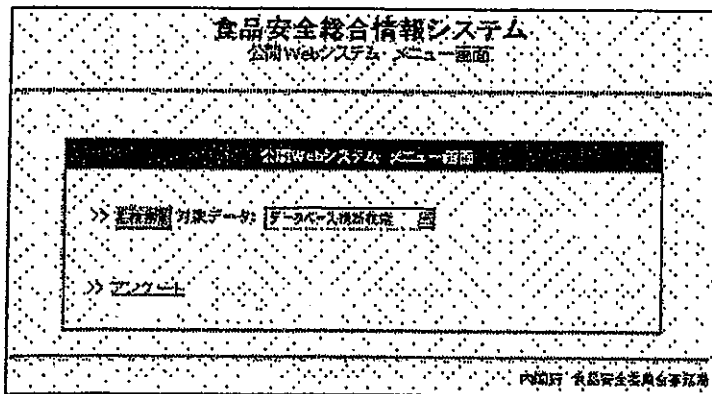
トップページ > 食品安全総合情報システム利用方法

利用方法

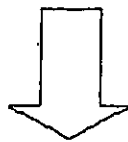
この食品安全総合情報システムは次のような構成になっています。



実際のメニュー画面です



対象データのデータ種別を選択し、各検索項目を入力して<検索>ボタンをクリックします。
——[検索設定]画面が開きます。



「会議情報」を選択した場合の個別データベース検索例

食品安全総合情報システム
検索画面(全数検索)

メニュー

DB項目登録語検索:	<input checked="" type="radio"/> AND <input type="radio"/> OR 検索 ※検索語に半角スペースを付加するとAND検索になります。 ※検索語に「!」を付加するとNOT検索になります。
電子ファイル検索:	<input checked="" type="radio"/> AND <input type="radio"/> OR 検索 フレーズ(複数の単語からなる文章)検索は、「」で囲ってください。例:「食中毒」 ※検索語に「!」を付加するとNOT検索になります。
日付検索: (資料日付検索)	年度: <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 から <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 以降 ※「以降」「以前」のどちらか一方の指定でも検索可能です。
検索者:	<input type="text"/>
<input type="button" value="検索"/>	

内閣府 食品安全委員会事務局

1 検索の方法として、次の4つがあります。

- (1)分類検索
- (2)DB項目登録語検索
- (3)全文検索
- (4)資料日付検索

2 検索の利用方法

(1)分類検索

- ・データの分類で検索します。
- ・分類を各ドロップダウンリストから選択します。
- ・左側の「分類」欄から先に選択すると、それに対応して右側の「分類」欄のドロップダウンリストの内容が変わります。
- ・選択した分類はデータベースの種別を特定するものではなく、キーワードとして扱われ、「DB項目登録語検索」に指定したキーワードとあわせてAND(かつ)検索される

(2)DB項目登録語検索

- ・DB項目登録語を入力して検索します。
- ・検索語は、半角スペース、または全角スペースで区切って複数指定可能です。
- ・複数指定の場合、AND(かつ)検索するかOR(または)検索するかを、下のラジオボタンで選択します。
- ・その下の選択は、前回以前の検索で使用した検索語を検索語入力欄にコピーするもので、入力支援用です。

(3)電子ファイル検索

- ・入力した検索語により、電子ファイル内を検索します。
- ・検索語は、半角スペース、または全角スペースで区切って複数検索可能です。
- ・複数指定の場合、AND(かつ)検索するかOR(または)検索するかを、下のラジオボタンで選択します。
- ・検索語の前に「!」を付けた場合、NOT(~を含まない)検索になります。
- ・「"」(ダブルクォート)で囲った場合は、フレーズ(複数の単語からなる文章等)として識別します。
- ・検索語に使用できるのは、半角英数字、JIS第1第2水準の全角文字です。
- ・半角カナ、記号、全角のJIS第1第2水準以外の文字は、動作保証しません。
- ・また、全角カナのみからなる検索語は、全角カナ、半角カナの両方を検索対象とします。

(4)資料日付検索(訪問書受付日検索)

- ・入力した資料日付で検索します。
- ・年度を入力して「>」をクリックすると、当該年度の年月日範囲が下の欄にコピーされます。
- ・「以降」「以前」どちらか一方の指定でも検索可能です。

検索キーワード等の入力が終わったら、ページ一番下の「検索」ボタンをクリックすると検索結果が表示されます。

閉じる

〒100-8989 東京都千代田区永田町2-13-10 ブルデンシヤルタワー6階 TEL 03-5251-9218 FAX
03-3591-2287
Copyright © 2004 Food Safety Commission. All Right Reserved.

プライバシーポリシー | リンク・印刷について

食品安全基本法（平成15年5月23日法律第48号）

最終改正 平成15年6月11日法律第74号

目次

- 第1章 総則（第1条—第10条）
- 第2章 施策の策定に係る基本的な方針（第11条—第21条）
- 第3章 食品安全委員会（第22条—第38条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、科学技術の発展、国際化の進展その他の国民の食生活を取り巻く環境の変化に適確に対応することの緊要性にかんがみ、食品の安全性の確保に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び食品関連事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにするとともに、施策の策定に係る基本的な方針を定めることにより、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「食品」とは、すべての飲食物（薬事法（昭和35年法律第145号）に規定する医薬品及び医薬部外品を除く。）をいう。

（食品の安全性の確保のための措置を講ずるに当たっての基本的認識）

第3条 食品の安全性の確保は、このために必要な措置が国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に講じられることにより、行われなければならない。

（食品供給行程の各段階における適切な措置）

第4条 農林水産物の生産から食品の販売に至る一連の国の内外における食品供給の行程（以下「食品供給行程」という。）におけるあらゆる要素が食品の安全性に影響を及ぼすおそれがあることにかんがみ、食品の安全性の確保は、このために必要な措置が食品供給行程の各段階において適切に講じられることにより、行われなければならない。

（国民の健康への悪影響の未然防止）

第5条 食品の安全性の確保は、このために必要な措置が食品の安全性の確保に関する国際的動向及び国民の意見に十分配慮しつつ科学的知見に基づいて講じられることによつて、食品を摂取することによる国民の健康への悪影響が未然に防止されるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国の責務）

第6条 国は、前3条に定める食品の安全性の確保についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第7条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食品の安全性の確保に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（食品関連事業者の責務）

第8条 肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材、食品（その原料又は材料として使用される農林

水産物を含む。)若しくは添加物(食品衛生法(昭和22年法律第233号)第4条第2項に規定する添加物をいう。)又は器具(同条第4項に規定する器具をいう。)若しくは容器包装(同条第5項に規定する容器包装をいう。)の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者(以下「食品関連事業者」という。)は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たって、自らが食品の安全性の確保について第一義的責任を有していることを認識して、食品の安全性を確保するために必要な措置を食品供給行程の各段階において適切に講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る食品その他の物に関する正確かつ適切な情報の提供に努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する食品の安全性の確保に関する施策に協力する責務を有する。

(消費者の役割)

第9条 消費者は、食品の安全性の確保に関する知識と理解を深めるとともに、食品の安全性の確保に関する施策について意見を表明するように努めることによって、食品の安全性の確保に積極的な役割を果たすものとする。

(法制上の措置等)

第10条 政府は、食品の安全性の確保に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第2章 施策の策定に係る基本的な方針

(食品健康影響評価の実施)

第11条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある生物学的、化学的若しくは物理的な要因又は状態であって、食品に含まれ、又は食品が置かれるおそれがあるものが当該食品が摂取されることにより人の健康に及ぼす影響についての評価(以下「食品健康影響評価」という。)が施策ごとに行われなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 当該施策の内容からみて食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき。
- 二 人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき。
- 三 人の健康に悪影響が及ぶことを防止し、又は抑制するため緊急を要する場合で、あらかじめ食品健康影響評価を行ういとまがないとき。

2 前項第3号に掲げる場合においては、事後において、遅滞なく、食品健康影響評価が行われなければならない。

3 前2項の食品健康影響評価は、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて、客観的かつ中立公正に行われなければならない。

(国民の食生活の状況等を考慮し、食品健康影響評価の結果に基づいた施策の策定)

第12条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品を摂取することにより人の健康に悪影響が及ぶことを防止し、及び抑制するため、国民の食生活の状況その他の事情を考慮するとともに、前条第1項又は第2項の規定により食品健康影響評価が行われたときは、その結果に基づいて、これが行われなければならない。

(情報及び意見の交換の促進)

第13条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、当該施策の策定に国民の意見を反映し、並びにその過程の公正性及び透明性を確保するため、当該施策に関する情報の提供、当該施策について意見を述べる機会の付与その他の関係者相互間の情報

及び意見の交換の促進を図るために必要な措置が講じられなければならない。

(緊急の事態への対処等に関する体制の整備等)

第14条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品を摂取することにより人の健康に係る重大な被害が生ずることを防止するため、当該被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止に関する体制の整備その他の必要な措置が講じられなければならない。

(関係行政機関の相互の密接な連携)

第15条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品の安全性の確保のために必要な措置が食品供給行程の各段階において適切に講じられるようにするため、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、これが行われなければならない。

(試験研究の体制の整備等)

第16条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、科学的知見の充実に努めることが食品の安全性の確保上重要であることにかんがみ、試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及、研究者の養成その他の必要な措置が講じられなければならない。

(国の内外の情報の収集、整理及び活用等)

第17条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、国民の食生活を取り巻く環境の変化に即応して食品の安全性の確保のために必要な措置の適切かつ有効な実施を図るため、食品の安全性の確保に関する国の内外の情報の収集、整理及び活用その他の必要な措置が講じられなければならない。

(表示制度の適切な運用の確保等)

第18条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品の表示が食品の安全性の確保に関し重要な役割を果たしていることにかんがみ、食品の表示の制度の適切な運用の確保その他食品に関する情報を正確に伝達するために必要な措置が講じられなければならない。

(食品の安全性の確保に関する教育、学習等)

第19条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品の安全性の確保に関する教育及び学習の振興並びに食品の安全性の確保に関する広報活動の充実ににより国民が食品の安全性の確保に関する知識と理解を深めるために必要な措置が講じられなければならない。

(環境に及ぼす影響の配慮)

第20条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、当該施策が環境に及ぼす影響について配慮して、これが行われなければならない。

(措置の実施に関する基本的事項の決定及び公表)

第21条 政府は、第11条から前条までの規定により講じられる措置につき、それらの実施に関する基本的事項(以下「基本的事項」という。)を定めなければならない。

2 内閣総理大臣は、食品安全委員会の意見を聴いて、基本的事項の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本的事項を公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本的事項の変更について準用する。

第3章 食品安全委員会

(設置)

第22条 内閣府に、食品安全委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第23条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 第21条第2項の規定により、内閣総理大臣に意見を述べること。
 - 二 次条の規定により、又は自ら食品健康影響評価を行うこと。
 - 三 前号の規定により行った食品健康影響評価の結果に基づき、食品の安全性の確保のため講ずべき施策について内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告すること。
 - 四 第2号の規定により行った食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告すること。
 - 五 食品の安全性の確保のため講ずべき施策に関する重要事項を調査審議し、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に意見を述べること。
 - 六 第2号から前号までに掲げる事務を行うために必要な科学的調査及び研究を行うこと。
 - 七 第2号から前号までに掲げる事務に係る関係者相互間の情報及び意見の交換を企画し、及び実施すること。
 - 八 関係行政機関が行う食品の安全性の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換に関する事務の調整を行うこと。
- 2 委員会は、前項第2号の規定に基づき食品健康影響評価を行ったときは、遅滞なく、関係各大臣に対して、その食品健康影響評価の結果を通知しなければならない。
- 3 委員会は、前項の規定による通知を行ったとき、又は第1項第3号若しくは第4号の規定による勧告をしたときは、遅滞なく、その通知に係る事項又はその勧告の内容を公表しなければならない。
- 4 関係各大臣は、第1項第3号又は第4号の規定による勧告に基づき講じた施策について委員会に報告しなければならない。

(委員会の意見の聴取)

第24条 関係各大臣は、次に掲げる場合には、委員会の意見を聴かなければならない。ただし、委員会が第11条第1項第1号に該当すると認める場合又は関係各大臣が同項第3号に該当すると認める場合は、この限りでない。

- 一 食品衛生法第6条第2号ただし書(同法第62条第2項において準用する場合を含む。)に規定する人の健康を損なうおそれがない場合を定めようとするとき、同法第7条第1項から第3項までの規定による販売の禁止をしようとし、若しくは同条第4項の規定による禁止の全部若しくは一部の解除をしようとするとき、同法第9条第1項の厚生労働省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、同法第10条に規定する人の健康を損なうおそれのない場合を定めようとするとき、同法第11条第1項(同法第62条第2項において準用する場合を含む。)の規定により基準若しくは規格を定めようとするとき、同法第11条第3項に規定する人の健康を損なうおそれのないことが明らかである物質若しくは人の健康を損なうおそれのない量を定めようとするとき、同法第18条第1項(同法第62条第3項において準用する場合を含む。)の規定により基準若しくは規格を定めようとするとき、又は同法第50条第1項の規定により基準を定めようとするとき。
- 二 農薬取締法(昭和23年法律第82号)第1条の3の規定により公定規格を設定し、変更し、若しくは廃止しようとするとき、同法第2条第1項の規定により特定農薬を指定し、若しくは変更しようとするとき、又は同法第3条第2項(同法第15条の2第6項において準用する場合を含む。)-の基準(同法第3条第1項第6号又は第7号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を除く。)を定め、若しくは変更しようとするとき。